

# 重蔵神社ボランティアツアー

1泊2日



出発日 毎週 土曜日

おひとり様の旅行代金 土曜日出発 12,500 円

## 旅行日程

	スケジュール	食事
1日目	13:00 重蔵神社 集合 集合後、活動の説明を行います。 14:00 準備 15:00 配付開始 16:00 終了 各自、ゲストハウスに移動 (車で約50分の距離です。) 17:00 ゲストハウス黒島  * 輪島市に入る前に飲食物を準備し、持参してください。 * ゲストハウスに共用のキッチンがありますので、自炊も可能です。 <宿泊> 輪島市門前町・ゲストハウス黒島	朝X 昼X 夕X
2日目	ゲストハウス黒島にて解散	朝X 昼X 夕X

\*ツアー中は、お客様のお車で移動いたします。

<旅行条件>

■最少催行人数:1名 ■最少受付人員:1名 ■添乗員:同行しません

## 重蔵神社

奥能登の中心地・輪島市の市街地のほぼ中央、日本海に面した河井町に鎮座している重蔵神社は300年の歴史を誇り、河井町約1,800戸の産土神として仰がれる奥能登の守り神です。

<所在地>

〒928-0001 石川県輪島市河井町4-69

2024年1月1日に発災した能登半島地震。

2024年9月21日に発生した能登豪雨被害。

今もなお、多くの方が避難生活を送っています。

輪島市にある重蔵神社では、ボランティアの方たちと共に、支援物資を配付し、被災者の方達を支えています。

本企画は、支援物質ボランティアに参加後、ゲストハウスで1泊して疲れをとり、輪島の海を楽しんでいただけるプランであり、継続した支援を目的とした企画ツアーです。



## お申し込み方法

- ①申し込み用紙に必要事項を記入し、提出してください。
- ②お客様のメールアドレスに請求書と振込先情報を送付いたします。メール内にある期日までにお支払いをお願いいたします。

※パンフレットに記載の写真は全てイメージです。



ゲストハウス黒島とは

輪島市門前町黒島町に位置する「ゲストハウス黒島」は、日本家屋の趣を活かしながら、誰もが気軽に訪れることができる気楽さを兼ね備えたゲストハウスです。

海と山にはさまれた自然豊かな黒島町は、町まるごとが国の「重要伝統的建造物群保存地区」に指定されており、北前船の歴史を感じる美しい町並みが自慢です。

能登半島地震で一度は全壊したゲストハウスですが、多くのボランティアの方や仲間の方とともに改修工事を行い、2024年夏にオープンされました。

<所在地>住所〒927-2165 石川県輪島市門前町黒島町口の67

国内旅行傷害保険に加入しています。

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 損害死亡:1,000万円 入院日額:4,000円 手術:2万円もしくは4万円 通院日額:2,500円\* 疾病は対象外です。

ご旅行条件(要旨)

このパンフレットは、旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。別途交付する募集型企画旅行条件書をお受け取りの上、必ずご確認ください。

■募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社 Mizu (京都市上京区西洞院通上長者町上る菊屋町254番地5 京都府知事登録旅行業第2-893号 以下「当社」とい

います。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。また、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面および当社の募集型企画旅行約款にあります。

■旅行代金に含まれるもの

- 運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)
- 宿泊費、食代、消費税等諸税・サービス料金及び特に明示したその他の費用等。☒[注]上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくとも払い戻しはいたしません。

■旅行代金に含まれないもの

- (前項の他は旅行代金の中に含まれていません。その一部を例示します)
- 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
- アルコール等飲料の代金、クリーニング、その他追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴うサービスク
- ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(見学科・食代・写真代・交通費等)
- 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)
- ご自宅から着地までの交通費(駐車場代)及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費(ホームページ、パンフレットに「旅行代金に含まれる」と表記してある宿泊費を除きます。)
- 傷害・疾病に関する医療費等☒
- 旅行のお申し込みと旅行代金のお支払い
- 当社指定の申込書に所定の事項を記入し、申込金として下記金額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときその一部として繰り入れます。
- 申込金/おひとり様(国内旅行の場合)

旅行代金	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金	2,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

- 当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込金の支払いをしていただきます(受付は、当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。
- 残金は、国内旅行は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前までにお支払いいただきます。

■お申し込み条件

- 18歳未満の方は保護者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行(同室)を条件とします。
- 健康を害している方、車いすなどの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、そのほか特別の配慮

が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。改めて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的ににお申し出ください。

- 前項のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この際お客様のご状況および必要とされる措置についてお伺いし、または書面ですれらをお申し出いただくことがあります。

- 当社の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、または旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担とします。

■確定書面(最終日程表)

- 確定された最終日程表は旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に申し込みされた場合は旅行開始日)までに交付します。

■旅行契約内容の変更

- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置。なお、変更補償金は旅行者1名に対し、1募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。また、変更補償金が千円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

■旅行代金の額の変更

- 利用する運輸機関の運賃・料金の大幅な改訂により、旅行代金の額を変更することがあります。増額の場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、15日目にあたる日より前にお知らせします。
- 取消料(お客様による旅行契約の解除)
- お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- 当社の責任とならない一・渡航手続等の事由によるお取消の場合も、下記の取消料をいただきます。
- ただし次の場合は取消料はいただきません。

- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、または旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担とします。

- 当社による旅行契約の解除
- 次の場合、当社は契約を解除することがあります。代金不払い、申し込み条件の不適合、病气、団体行動への支障、天災地変、戦乱などの理由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。
- お客様の交替
- 左記取消料が発生する日以降旅行開始前迄にお申し出いただき、当社が承諾した場合、お一人様につき所定の手数料(日帰り旅行:1,100円、宿泊を含む旅行:3,300円)をお支払いいただくことにより、別の方へ交替することができます。なお、旅行開始後の参加者の途中交替はできません。
- 当社の責任
- 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額はお一人様15万円(故意又は重過失がある場合を除く)といたします。
- お客様の責任
- 当社はお客様の故意または過失、法令もしくは、公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときは、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 特別補償
- 当社は責任の有無にかかわらず、お客様が、当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について補償金および見舞金を支払います。
- 国内旅行

死亡補償金	1,500万円
入院補償金	2万円~20万円
通院見舞金	1万円~5万円
	通院3日以上
携行品損害補償金	お客様1名様につき
	3千円~15万円 *1*2

※1 補償対象品1個あたり10万円を限度とします。  
 ※2 損害額がお客様1名様について1回の事故につき3千円を超えない場合は、当社は損害補償金を支払いません

■個人情報の取扱いについて

- 当社では旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

■お申込み・お問合せ

旅行企画・実施  
 株式会社 Mizu  
 京都府知事登録旅行業第2-893号

info@mizu-trip.com



全国旅行業協会正会員

〒602-8076  
 京都市上京区西洞院通上長者町上る菊屋町  
 254番地5

☎075(432)3223

旅行業務取扱管理者 大橋理絵

■取扱店

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。